

収蔵文書展

渋谷家文書の世界

— 戦国期・江戸初期の豪商渋谷氏と尾道 —

1992.10.12~11.21

もん じょ かん
広島県立文書館

はじめに

昨年、兵庫県川西市の渋谷辰男氏から、戦国時代末期から江戸時代初期にかけての古文書二六七点が県立文書館に寄贈されました。

これらの古文書は、渋谷家で何代にもわたって大切に保管されてきました。しかし、多くの文書がかなり傷んでいたため、原形を損なわないように十分配慮して、補修を行いました。この度、補修がほぼ終わったので、その紹介も兼ねて収蔵文書展「渋谷家文書の世界」を開催します。

渋谷氏は、尾道を本拠とする豪商で、戦国時代の末期、毛利氏の海の御用商人として、軍事物資の保管や調達・輸送を行って勢力を増大させ、沼隈郡で給地までも与えられました。ついで江戸時代初期には、尾道町において、五人の年寄に次ぐ月行司筆頭（組頭）として、加子（船頭・水夫）の調達や町の運営に当たったことが知られます。渋谷家文書には、これらの活動を示す、毛利氏時代から福島氏時代、浅野氏時代初期の貴重な古文書がまとまって残されました。

今回の収蔵文書展では、その中から代表的な古文書を紹介するとともに、古文書の補修に関するコーナーを設けました。古文書を保存することの大切さや、補修の意義を知っていただければ幸いです。

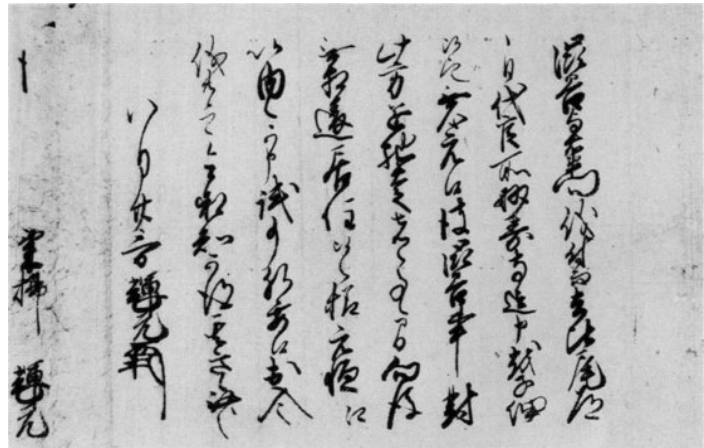
一 戦国大名毛利氏支配下の豪商渋谷氏

(1) 毛利氏の庇護と渋谷氏の立場

戦国時代においても、尾道は鞆かんととともに瀬戸内海の幹線航路の要衝に位置し、非常にぎわいを見せていた。渋谷氏はこの尾道に本拠を置く有力商人の一人で、海運業を営んでいたことが知られる。なお、渋谷氏の場合、泉屋や笠岡屋などの豪商とは違い、戦国時代を通して、「屋言やご」ではなく、「渋谷与右衛門尉」と官途で呼ばれていた。これは、彼が武士から転じた商人であったためと考えられる。

戦国大名毛利氏にとっても、軍需物資を保管・調達し、それを戦場に迅速に運ぶのに、渋谷氏のような船持商人（海運業者）が不可欠であった。一方、渋谷氏の側でも、運輸業や遠隔地交易などに関わる尾道での営業上の権益を守り、また船の航海の安全を確保するのに、毛利氏の庇護を必要としたのである。毛利氏と渋谷氏は、このように相互依存の関係にあったといえる。渋谷家文書によれば、毛利氏は渋谷氏を手厚く庇護したことが分かる。

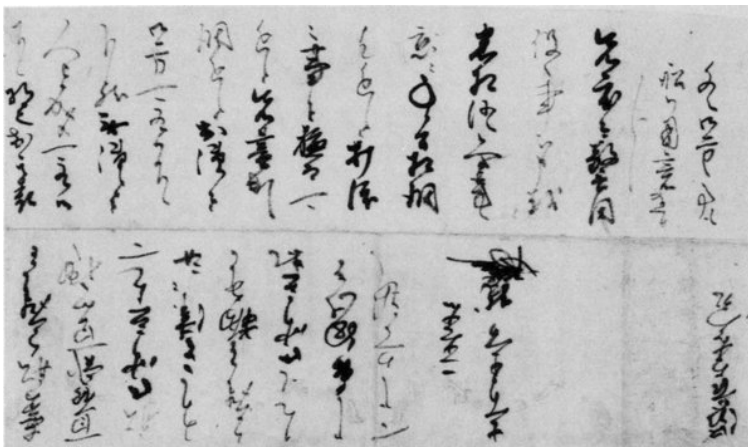
なお、尾道の船持商人では、渋谷氏のほかに、泉屋や笠岡屋なども、毛利氏と深い関わりを持っていた。しかし、彼らの場合は、その後毛利氏の家臣となった佐東川（太田川）口の船持商人二階藤左衛門尉らとは違い、萩（山口県）に移ることはなく、関ヶ原合戦後も尾道に留まり、豪商として成長した。



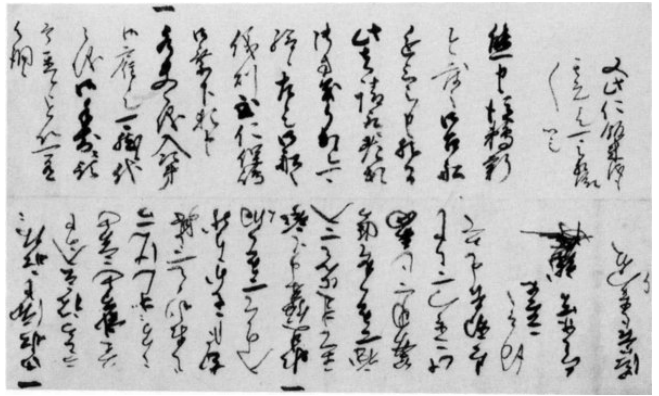
1 毛利輝元捻文 8月23日

尾道に本拠を置いていた渋谷与右衛門尉は、古くから当所に勢力を延ばしていた国衆、木梨きなし元恒もとつねと不和になり、他国に追放されようとしていた。毛利輝元は尾道代官所から報告を受けるのと、まず渋谷氏の尾道居住を保証した。ついで、元恒に言い分があれば、輝元の裁断を得るよう指示した。豪商渋谷氏は、毛利氏のために奉公に努めていたから、このような手厚い庇護を受けることができたのである。

毛利氏と渋谷氏は、持ちつ持たれつの関係にあった。渋谷氏は毛利氏から軍需物資の保管や調達・輸送を依頼され、毛利氏のために忠勤を励んだ。その一方で、毛利氏は、渋谷氏の船の「警固けいこ役」を勤め、恩賞として、領地までも与えた。なお、一〇〇石・二〇〇石程度の売船の斡旋を、渋谷氏は毛利氏から頼まれることもあった。

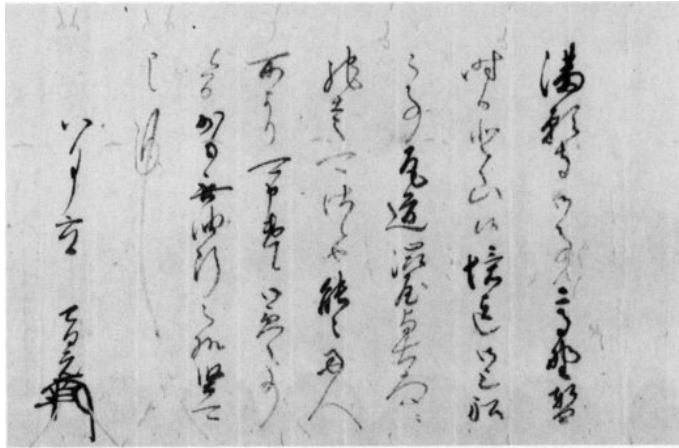


4 毛利氏奉行人書状 (折紙) 12月12日



5 毛利氏奉行人書状（折紙）6月24日

小早川隆景の腹心である鶴飼元辰の手によって、毛利輝元の「御召船」が新造され、引き渡されることになった。奉行人二宮就辰は、渋谷与右衛門尉に対して、使者「右衛門」とともに、この船を仁保島まで曳航するよう頼んだ。また、雇い入れた水主の眞金や飯米、船頭への祝い、その他の入目はすべて、彼が毛利氏から預かっている金子や米から支給するものとし、差し引きの算用は後日行うことにした。この書状には、毛利氏の海の御用商人としての、渋谷氏の面目が窺える。



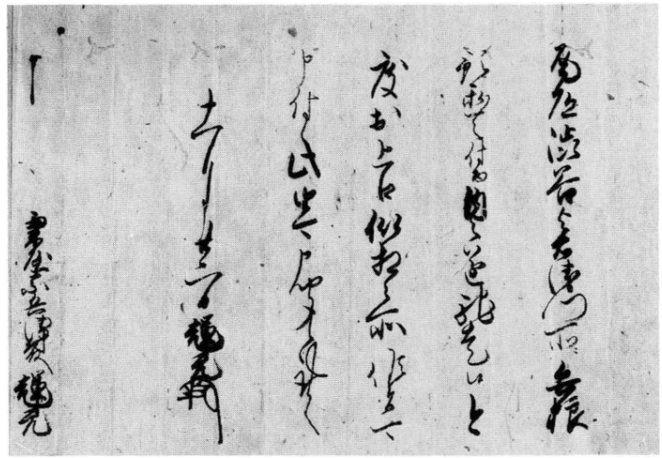
6 毛利輝元捻文 8月6日

満願寺は吉田郡山にあった真言宗寺院で、毛利氏の祈願所として崇敬を受けていた。その満願寺の法印が、急ぎ紀伊国高野山へ登る必要が生じ、毛利輝元に船の手配を頼んだのである。輝元は奉行人宛に「捻文」を認め、渋谷与右衛門尉に船の用意を命じた。この捻文が与右衛門尉宛でないのは、彼が輝元の直臣でなかったからである。「捻文」は差出人の直々の思いを伝えるが、それは内々の間柄にある人々の間で用いられた。

(2) 軍需物資の輸送と恩賞

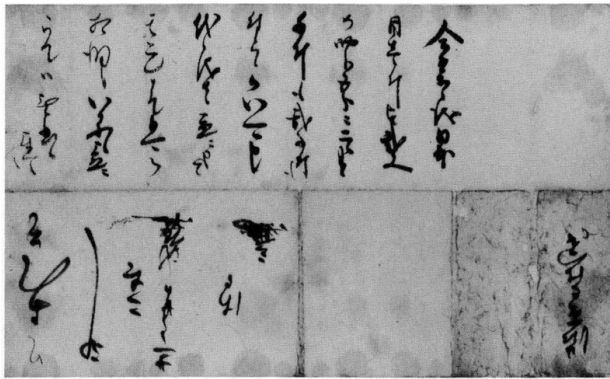
天正年間（一五七三―九二）の初め頃、渋谷氏は戦国大名毛利氏の海の御用商人となったと考えられる。この頃から、毛利氏の指示で、兵糧米・「鍛」（鍛鉄）・「合薬」（鉄砲用の調合した火薬）などの軍需物資の保管・調達やその輸送に当たり、忠勤を励んでいるのが確認できる。だが、毛利氏と渋谷氏の間には、主従の関係はなかった。そのため、毛利輝元が渋谷氏に対して捻文（内書）を直に与えることはなかった。二宮就辰や佐世元嘉ら、毛利氏奉行人の渋谷氏に対する指示も、随分丁重であった。毛利輝元は二〇〇石の地を渋谷氏に恩給して、その労に報いた。しかし、毛利氏のこの御恩に対して、渋谷氏は七端帆の船一艘（一〇〇石程度）の「役」、つまり奉公を求められた。豊臣秀吉の命令により、毛利氏は文禄元年（一五九二）と慶長二年（一五九七）の二度、朝鮮に軍勢を送った。このとき、渋谷氏の船も徴発され、対馬や朝鮮に兵糧や武器などを運んだ。毛利氏からは、動員された船の船頭・水夫に対して飯米が支給された。

渋谷と右衛門は毛利氏から兵糧米を預かり、またそれを戦場へ運ぶなど、忠勤を励んでいた。毛利輝元はその功労を大とし、渋谷氏に「上口」（備中・美作方面）で適当な所領があれば給与することを約束した。なお、この捻文が、渋谷氏本人ではなく、毛利氏奉行人粟屋就秀に宛てられたのは、彼が輝元の直臣ではなかったことによる。毛利氏には、直臣以外の人々にも、捻文で当主の直々の意向を伝え、求心力を強めようとする配慮が見られた。



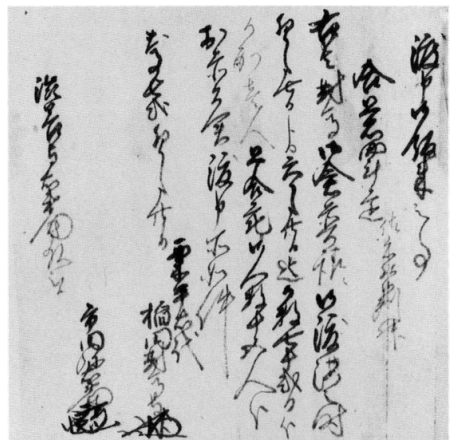
11 毛利輝元捻文 11月22日

戦国の乱世において、鉄砲は最も強力な武器であった。各大名は軍備を強化するため、競って鉄砲を購入した。毛利氏方でも、永禄十二年（一五六九）四月の筑前立花城合戦のときには、「鉄砲放」の部隊を編成していたことが知られる。渋谷氏がここで毛利氏から調達を頼まれた「合葉」は、鉄砲に用いる調合済みの火薬のことであろう。「日本目」で一斤二匁四分から五分の値段なら、一〇〇斤でも二〇〇斤でもすぐに購入したいという。遅くなれば不用と迫っていたのであろう。



14 毛利氏奉行人連署書状（折紙）11月20日

豊臣秀吉は天正十五年（一五八七）五月に島津氏を従えるとまもなく、明国の征服をくわだて、対馬の宗氏を介して朝鮮に入貢と明国への案内を求めた。朝鮮がこれに応じなかったため、文禄元年（一五九二）四月と慶長二年二月の二度、朝鮮を侵略した。毛利氏もまた、秀吉の命令に従い、朝鮮に軍勢を送った。この渡状は慶長二年に派兵したときのものである。対馬で軍需物資を備蓄する倉を造るため、毛利氏は渋谷氏に物資の輸送を命じた。船出するの間もなく、赤間関（現在の下関）で、毛利氏から輸送に携わっている船頭・水主など一五人の七十二日分の飯米五石四斗が支給された。飯米の支給は、佐世元嘉が花押を認めた公的な櫛で行われた。



17 毛利氏所務役人連署渡状 慶長2年(1597)4月20日

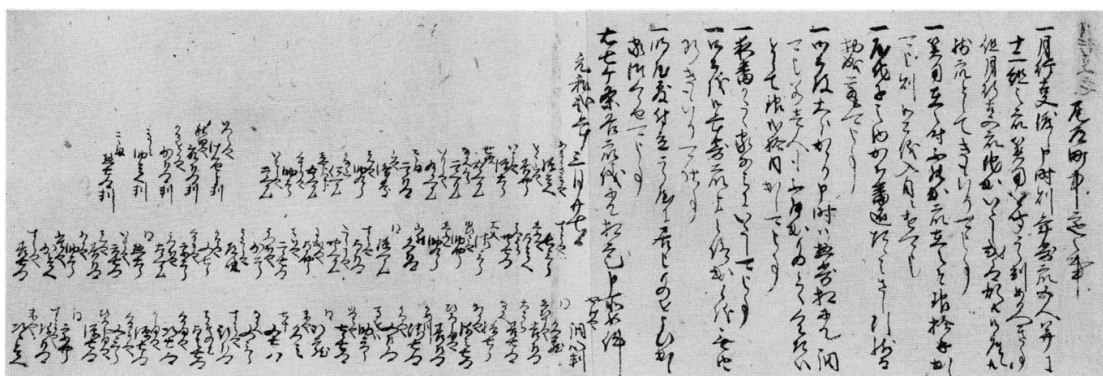
二 江戸初期の尾道と渋谷氏

(1) 尾道の「自治」的機構と渋谷氏

尾道は戦国期以来小市場の中心地で、米・鉄・畳表の集散地であり、泉屋・笠岡屋といった初期豪商と呼ばれる有力商人が毛利氏によって尾道の代官職に任じられ、商品の搬入や積み出し、毛利氏への調達にあたっていた。

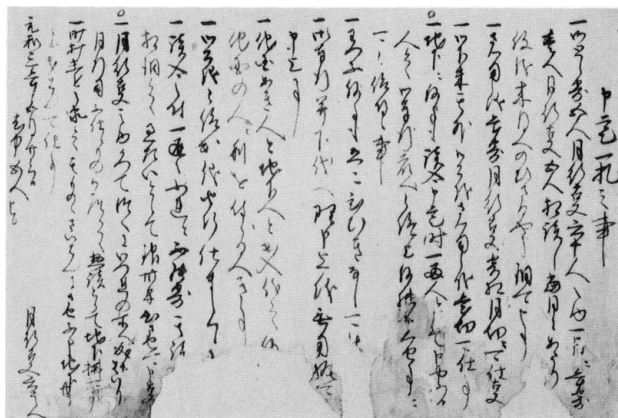
しかし、毛利氏にかわる福島氏の時代、尾道の支配機構は大きく変化した。泉屋・笠岡屋の二頭支配にかわって、「泉や惣左衛門・秋田屋藤左衛門・かさおかや正左衛門・きと助兵衛・児玉惣右衛門」の五人の年寄と、渋谷与右衛門らを筆頭とする一二組各五名、計六〇名の月行司が「衆議」によって町の運営を行う「合議制」がとられるようになったのである。尾道町では有力商人による「自治」的機構が整備されたといえる。これによって米などの商品流通も、年寄・月行司が運営する町によって担われるようになった。

渋谷家文書には、福島時代から浅野時代初期にかけて尾道町の運営を知ることができる資料が数多く残されている。

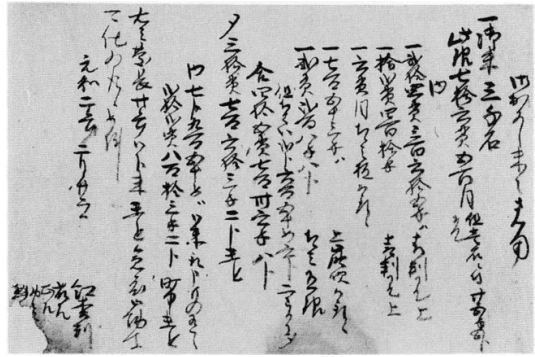


21 尾道町中定之事 元和2年(1616)3月27日

この二通の文書は、五名の年寄と六〇名の月行司が、衆議によってとりきめた、尾道町の運営に関する「町定」であり、当時の尾道町に「自治」的組織があったことが明らかになる貴重な資料である。いずれも、六〇名の月行司から、五名の年寄に宛てて誓約する形式をとっている。町の運営は、一名の年寄と五名の月行司（一二組）が月毎の輪番制で行い、必要に応じて臨時の「惣寄相」や「衆議」が持たれた。町の財政に関することや、領主の福島氏との関係について、町に大きな負担が課せられた場合、相互に協力して負担していくことを定める一方で、場合によっては奉行の命令を断ることもであると明言している。



22 申定一札之事 元和3年(1617)5月23日



23 おろし米算用書
元和2年(1616)2月22日

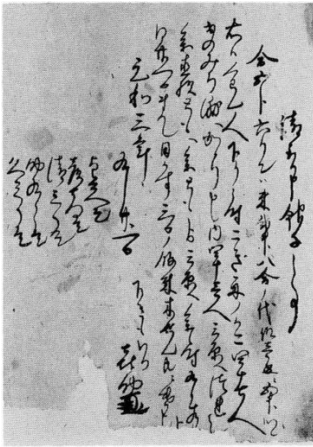
尾道や瀬戸内の島々は米の一大消費地であり、米、特に領主米(年貢米)は尾道で最大の流通品であった。これらの商品流通は、尾道町で有力商人による「自治」的機構が整備されて以来、年寄・月行司が運営する町によって行われるようになった。

この文書は、前年に町に委託された福島領主米の販売について、町の責任でまとめた算用書である。前年は、米三〇〇〇石が尾道に下され、それを販売した代銀七六貫目余のうち実際に納入されたのは四五貫目余である。「未進」となった残りの三〇貫目余は、当面尾道に留め置かれ、必要に応じて軍需品などの物資調達に用いられたものと思われる。

(2) 浅野氏の入封と加子(水主)役

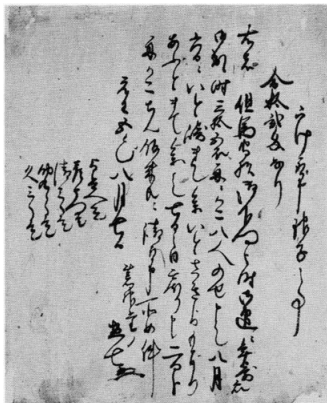
潮が急変する瀬戸内海を乗りこなし、海上を自由に往来するには、船を操る船頭や水夫(加子・水主)はなくてはならない存在であった。戦国時代から江戸時代初期にかけて、領主は戦陣や他行に際して、海上輸送手段を有する豪商から加子を夫役として徴発し、商人は加子銀や飯米・船賃を支払って加子を雇いそれに応じた。渋谷家文書には、その支払勘定に関する資料が数多く残されている。

元和五年(一六一九)、福島正則にかわって広島に入封した浅野長晟は、紀州での経験をいかしていち早く加子の把握に努め、船奉行の植木小右衛門に命じて「浦方」を支配させ、加子数・船数を調査させた。こうして浅野氏は、沿海六郡の浦々を加子浦に指定し、船具の苦・葛を藩に納入させるとともに、夫役として加子を随時徴発する制度(加子役)を整備した。



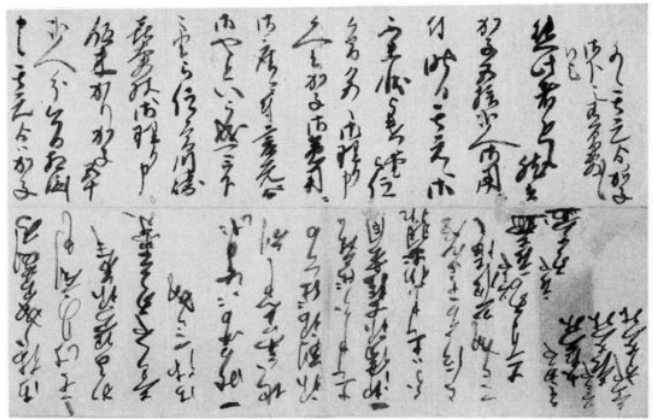
27 加子賃・飯米代銀請取書
元和3年(1617)9月21日

紀州三七万石余の領主であった浅野長晟は、この年七月芸備四万六〇〇〇石余への転封を命じられ、八月六日鞆に到着した。そこで幕府上使から新領知の引き渡しを受け、海路広島に向かい八日に広島に入城した。尾道町の年寄衆は、六日、新藩主一行を出迎えるため三五石船を雇って糸崎まで出向いた。この文書は、その後阿伏兔を経て翌日尾道に帰るまでの二日分の船、及び加子賃と飯米の請取書である。



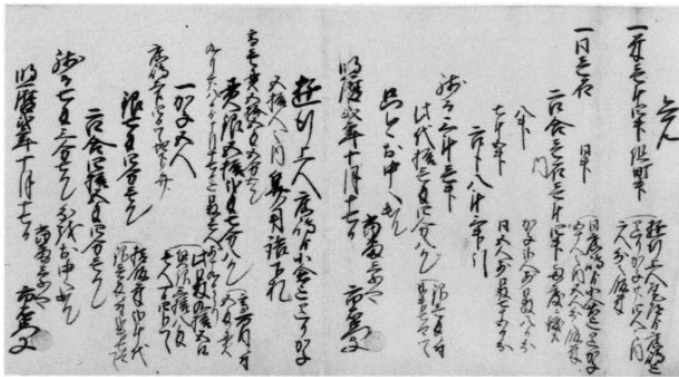
28 加子賃・飯米代銀請取書
元和5年(1619)8月7日

文書に見える「くわん人」(官人)とは朝鮮使節のことである。秀吉の侵略によって被害を受けた朝鮮は、家康の日朝講和を保証する「国書」(日朝間の交渉にあたった対馬宗氏の偽造)に対する回答と、日本に連行された人びとの返還を求めて、この年「回答兼刷還使」を日本に派遣した。その一行が朝鮮へ帰る船を漕ぐ加子四七人が尾道に課せられたが、この文書は、三原・鞆間を往復した加子の賃銀・飯米の請取書である。



32 泉屋庄右衛門・庄屋五郎兵衛書状(折紙)11月5日

加子役は臨時的要素が強く、商人が抱えている加子では応じきれないため、操船可能なものを加子として雇わなければならず、尾道の商人にとって大きな負担となった。この書状は、町が五二人の加子を調達しようとしたもの、「御急用」につき加子を雇うことを命じられたため、もはや差し出す必要はなく、かわりにその賃銀をしわくや(塩飽屋)五郎兵衛へ支払うことを伝えたものである。また、七〇貫目に及ぶ借銀の返済についても言及している。



33 遊行上人送り加子算用書 明暦2年(1656)10月17日

相模国藤沢町の清浄光寺を総本山とする時宗教団は、教祖一遍上人が開始した諸国遊行の布教活動を行うことを特徴とし、それを遊行上人といった。江戸幕府は遊行上人に朱印を与え、その道中を大名並みに保護したため、連絡をうけた各藩はその一行を手厚く歓迎した。この文書は、一行を尾道から広島を経て小倉まで送るために、尾道から七四人の加子が徴発され、渋谷市右衛門の組から七人を八三分出夫した加子賃と飯米の算用書である。

(3) キリシタン禁令と尾道

江戸幕府は、キリスト教の教義が身分制を基本原理とする封建的支配秩序に反し、また、一揆の宗教的な契機ともなることを恐れ、キリスト教を禁止し信者を弾圧した。浅野氏は入封当初は厳しい取締りは行わなかったものの、寛永七年(一六三〇)に幕府が発したキリシタン禁令を契機に、キリシタンの探索や宗門改めを開始した。

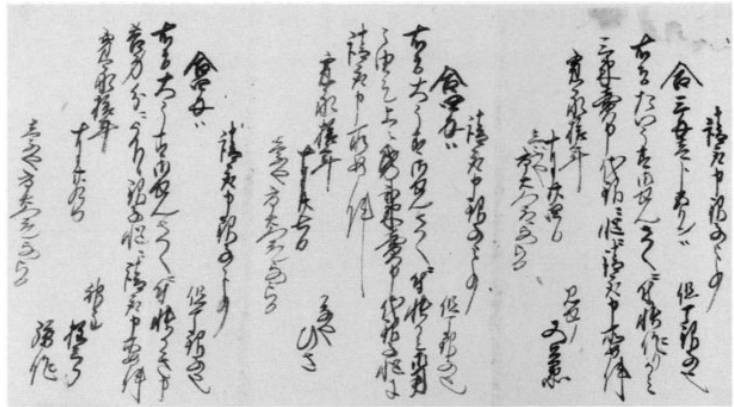
渋谷家文書に含まれている尾道町の宗門改め書は、寛永十年のもので、広島藩内でもっとも早いものと思われ、まず尾道などで宗門改めが行われたことを示している。尾道が中世からの港町で他国船の出入りも多く、また山陽道が通り、山陰へ通じる交通の要衝であり、キリシタン潜伏の可能性も高かったためであろう。その翌々年には、領内全体で大規模なキリシタン改めが実施に移された。

尾道では、「うさんなるもの(不審者)や、身元不明者を宿泊させないよう厳命が発せられ、その取締りは、寛永十三年(一六三六)の鳥原の乱を契機にいよいよ強化されることになった。



36 宗門改め書 寛永10年(1633)

寛永十年(一六三三)、尾道町ではキリシタンの探索が行われ、広島藩で最初と思われる宗門改め書(大西「渋谷抱え」)が作成された。宗門改め書は、キリシタンではなく、各寺院の門徒であることを証明するもので、各戸主に人別の宗旨と檀那寺を書き出させたものである。なお、次の請取書は、宗門改め書を作成するために月行司の渋谷と右衛門組が購入した紙代銀と、それにあつた神主の筆記代銀に関するものである。「たいつす」は、デウスの漢字表記「提字子」を音読したものだ。



37 紙代・筆記代銀請取書 寛永10年(1633) 10月24~29日



39 侍・旅人宿泊につき請書 寛永13年(1636) 12月29日

尾道は、古くからの港町であるのに加えて、寛永十年の幕府巡見使の巡察を契機として公式の宿駅にも指定された。山陽道だけでなく、出雲・伯耆・石見といった他国への脇街道が尾道へ通じていたのである。尾道で厳しいキリシタンの詮索が行われたのも当然といえよう。この文書は、侍衆や庶民を宿泊させるにあたって、不審者や、それ以外でも二夜宿泊させる場合は代官まで通知することについて、尾道の年寄・庄屋・組頭が誓約した請書である。

展示古文書一覧

*は複製展示，ゴシックの数字は渋谷家文書の文書番号を示す。

<p>一 戦国大名毛利氏支配下の豪商渋谷氏</p> <p>(1) 毛利氏の庇護と渋谷氏の立場</p> <p>1 毛利輝元捻文 8月23日 6</p> <p>2 児玉就英書状 6月3日 31</p> <p>3 毛利氏奉行人連署書状 11月20日 32</p> <p>4 毛利氏奉行人書状 12月12日 33</p> <p>5 毛利氏奉行人書状 6月24日 27</p> <p>6 毛利輝元捻文 8月6日 5</p> <p>*7 毛利氏奉行人書状 8月6日 17</p> <p>8 毛利輝元捻文 10月13日 4</p> <p>*9 堅田元慶書状 6月4日 24</p> <p>(2) 軍需物資の輸送と恩賞</p> <p>*10 毛利氏奉行人書状 8月6日 18</p> <p>11 毛利輝元捻文 11月22日 8</p> <p>12 毛利氏奉行人鍛預ヶ状 天正17年4月15日 14</p> <p>13 毛利氏奉行人書状 天正18年9月16日 15</p> <p>*14 毛利氏奉行人連署書状 11月20日 20</p> <p>15 毛利輝元捻文 天正10年5月11日 1</p> <p>16 毛利氏奉行人連署打渡状 天正19年12月7日 47</p> <p>17 毛利氏所務役人連署渡状 慶長2年4月20日 36</p> <p>18 毛利氏所務役人連署渡状 慶長2年9月24日 37</p> <p>19 毛利氏所務役人連署請取状 慶長2年9月24日 38</p> <p>20 備後国沼隈郡新庄村渡坪付 慶長5年3月12日 49</p> <p>二 江戸初期の尾道と渋谷氏</p> <p>(1) 尾道の「自治」的機構と渋谷氏</p> <p>21 尾道町中定之事 元和2年3月27日 177</p> <p>22 申定一札之事 元和3年5月23日 107</p>	<p>23 おろし米算用書 元和2年2月22日 53</p> <p>24 尾道町おろし米請取書 元和2年9月24日 159</p> <p>25 おのみち町算用之目録 元和2年2月19日 77</p> <p>(2) 浅野氏の入封と加子(水主)没</p> <p>26 室屋又八郎殿内二郎五郎加子算用書 慶長20年 122</p> <p>27 加子賃・飯米代銀請取書 元和3年9月21日</p> <p>飛脚船賃・飯米代銀請取書 元和3年9月22日 158</p> <p>28 加子賃・飯米代銀請取書 元和5年8月7日 204</p> <p>29 加子賃請取書 元和5年8月晦日</p> <p>奉公賃請取書 元和5年8月晦日 81</p> <p>30 丁銀子借用証文 元和7年7月29日 110</p> <p>31 返済銀・利足請取書 元和9年6月29日 150</p> <p>32 泉屋庄右衛門・庄屋五郎兵衛書状 11月5日 139</p> <p>33 遊行上人送り加子算用書 明暦2年10月17日 179</p> <p>34 石州加子・御局様御迎加子算用書 戌年7月23日 182</p> <p>35 蔵米大坂へ積上せ加子前後算用書 慶安3年10月21日 62</p> <p>(3) キリシタン禁令と尾道</p> <p>36 宗門改め書 寛永10年 37</p> <p>37 紙代・筆代代銀請取書 寛永10年10月24~27日 203</p> <p>38 キリシタン取締り請書 寛永12年12月 57</p> <p>39 侍・旅人宿泊につき請書 寛永13年12月29日 197</p> <p>40 島原落人・キリシタン取締り請書 寛永15年3月 156</p>
---	--

写真パネル一覧

遣明船模型 室町時代	広島県立歴史博物館	浅野長晟画像 『広島市史』第1巻
弁才船模型 江戸時代	広島県立歴史博物館	紙本著色尾道絵屏風 安永3年 浄土寺
尾道浦絵屏風 江戸時代中期	尾道市立美術館	

期間中一部の展示資料を入れ替えることがありますので御了承ください。

古文書の補修について

残された古文書をできるだけ永く保存したいと考え、私たちはそれに補修を施します。破損・汚損した古文書を放置すれば、紙の劣化が進み、やがては利用が不可能になるからです。古文書の補修は、このような最悪の事態を避けるための手段です。

では、古文書を保存するために、どれも補修を施すべきかという、決してそうではありません。補修という人為的な加工を加えずに、古文書を保存するのが最良です。補修が必要な場合でも、最小限に止めることが望ましいのです。なぜなら、古文書に補修を加えることで、その原形が失われ、生々々な情報が消えてしまうからです。

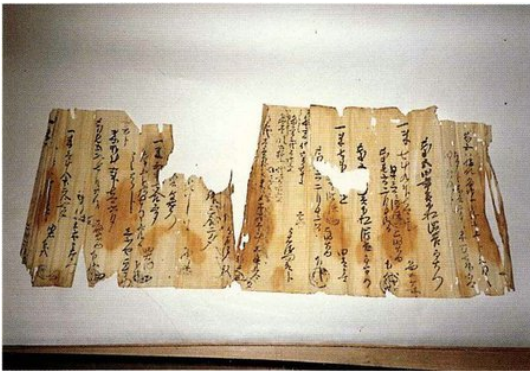
そのため、渋谷家文書の補修では、次の点に留意しました。

- (1) 折れ皺・墨次^{すみつぎ}など、生の古文書が持っている情報を、できるだけ残す。
- (2) 紙・糊などの補修材料が、第二次の破損・汚損を引き起こさないように、最良の材料を用いる。

- (3) 修復を終えた古文書も、後日補修以前の状態に戻せる加工方法を用いる。

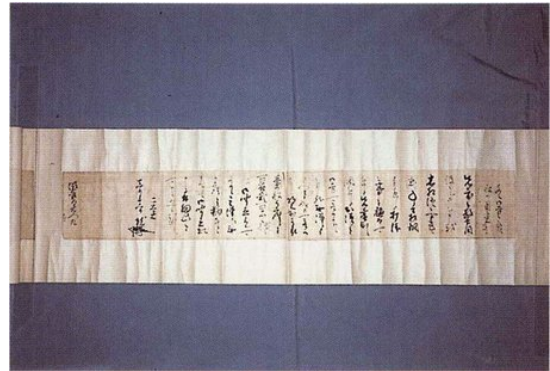
古文書の補修を行うには、少なくともこれら三つの条件を充足することが必要です。したがって、補修を委ねる場合、表具師は、熟達した技量の持主であるだけでなく、資料の保存に深い関心と見識を有していることが望まれます。

古文書の補修と保存への配慮



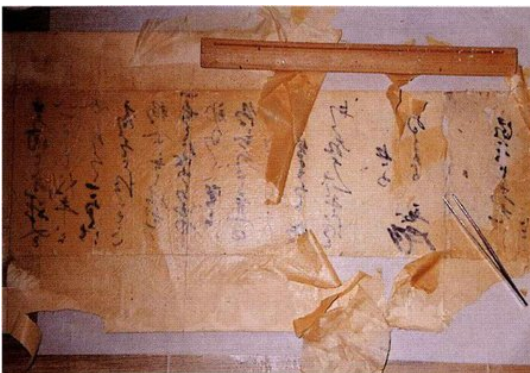
① 補修以前の古文書

破損だけでなく、雨水や鼠の尿などによる汚損が見られ、その箇所が酸化が進行している。



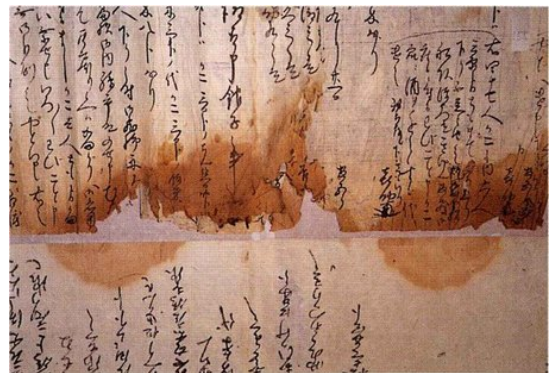
② 養生・保管が不備な古文書

巻物となっている古文書は、養生や保管が悪いと多くの折れが発生し、表面の文字を摩滅させる。



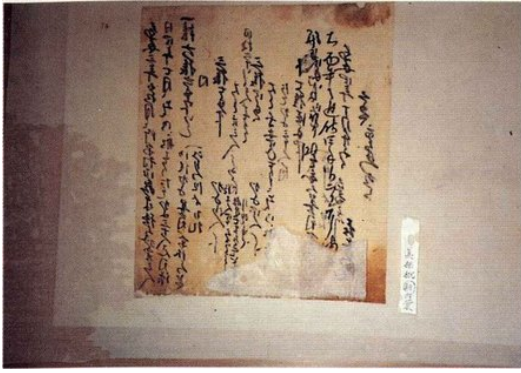
③ 不良な裏打ち紙の除去

裏打ち紙が本紙に馴染まないと、本紙に歪みができる。酸化が進んだ裏打ち紙は本紙を劣化させる。

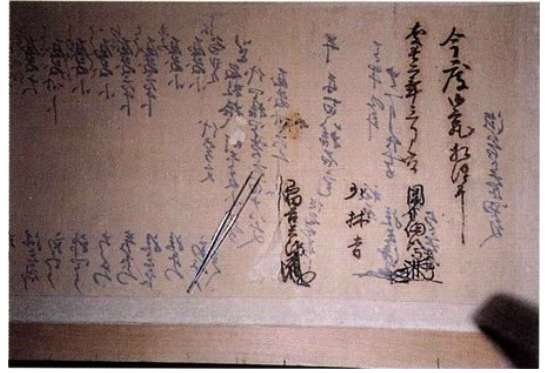


④ 汚損した本紙の洗浄

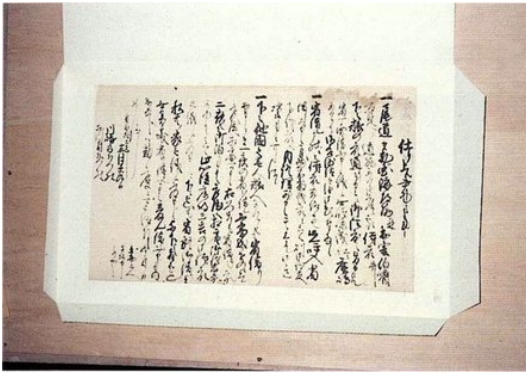
酸化の進行を防ぐため、水かぬるま湯で汚損した部分を洗浄する。上は洗浄前、下は洗浄後。



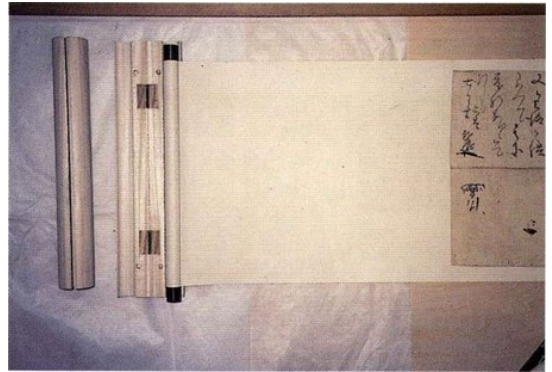
- ⑤ 白土入美柄紙で裏打ち
酸化・変色した箇所を、中和剤となる白土入美柄紙で養生の裏打ちを行い、酸化を止める。



- ⑥ 端裏書のための窓
端裏に書かれた文字や封印の印が明瞭に分かるように、裏打ち紙をくり抜き、窓を作る。

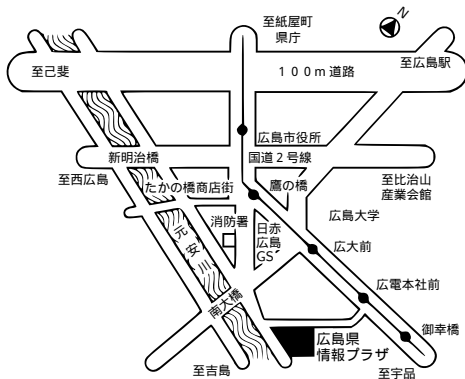


- ⑦ 中性紙の台紙付文書
文書を生に近い形で保存しようとするとき、仮裏打ち紙を取り除き、中性紙の台紙を付けて整理する。



- ⑧ 巻物の養生太巻芯
厚手の楮紙や奉書紙の複雑な折れ皺を防ぐため、巻物には、桐材の太巻芯を取り付ける。

《御案内図》



交通：JR広島駅よりバス（広島港行き）
又は路面電車（紙屋町經由宇品行き）
いずれも、広電本社前下車徒歩7分
広島県情報プラザ2F

もんじょかん
広島県立文書館の御案内

開館時間

- ・月～金曜日 9:00～17:00
- ・土曜日 9:00～12:00

休館日

- ・日曜日、国民の祝日及び振替休日
- ・年末年始（12月28日～1月4日）